

## 府中市総合教育会議運営規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、同条に定めるもののほか、府中市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （開催回数）

第2条 会議は、原則として毎年4回開催する。ただし、緊急に協議又は調整をすべき事項が生じた場合は、臨時に会議を開催することができる。

### （会議の招集及び運営）

第3条 市長は、会議の開催日時、開催場所及び議題について、原則として当該開催日の7日前までに委員に通知するものとする。

2 会議は、原則として全ての委員の出席がなければ開くことができない。ただし、緊急に協議又は調整をすべき事項が生じた場合であって、委員のうち教育委員会委員の職にある者を招集する時間的余裕がないと認められるときは、市長及び教育委員会教育長のみで会議を開催することができる。

3 前項ただし書の規定により会議を開催した場合において、教育委員会教育長は、当該会議で協議又は調整をした事項について、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

### （会議の傍聴等）

第4条 会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 会議は、その公開に当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

### （議事録の作成及び公表）

第5条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 議事録に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 出席した者の氏名
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開とした理由（会議を非公開とした場合に限る。）
- (7) 傍聴者の数（会議を公開とした場合に限る。）
- (8) 発言の内容
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会議が必要と認める事項

3 議事録の公表は、その写しを閲覧に供することにより行うものとする。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、政策総務部政策課において処理する。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。